

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和8年4月16日

山口県企業局周南工業用水道事務所長 矢野 信一

1 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(1) 業務の名称及び数量

令和8年度周営会16号電食防止装置保守点検業務 一式

(2) 業務の内容

仕様書による。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

周南市、下松市 地内

2 入札参加資格

入札説明書による。

3 契約条項を示す場所

入札説明書による。

4 入札説明書及び仕様書等の交付

山口県企業局ホームページの「企業局入札公告掲示板(業務委託)」に掲載する。

5 入札を執行する場所及び日時

入札説明書による。

6 入札保証金

入札説明書による。

7 無効入札

入札説明書による。

8 落札者の決定方法

入札説明書による。

9 その他

入札参加資格に事前提出書類の提出等について付加しているため留意すること。

一般競争入札配布資料

業務の名称： 令和8年度周営会16号電食防止装置保守点検業務

- 1 入札説明書・郵便による入札に関する留意事項
- 2 低入札価格調査制度の適用について
- 3 入札書様式
- 4 委任状様式
- 5 入札辞退届様式
- 6 質問書様式
- 7 入札参加資格確認申請書様式・契約実績調書様式
- 8 積算内訳書提出用参考様式
- 9 仕様書等
- 10 図面

山口県企業局周南工業用水道事務所

入札説明書

下記「1 入札に付する事項」に記載する業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令及び規則に定めのあるもののほか、この入札説明書の定めるところにより実施するので、入札に参加する者は内容を熟知の上、入札してください。

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量：
令和8年度周営会16号電食防止装置保守点検業務 一式
- (2) 業務の内容： 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間： 契約日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所： 周南市、下松市 地内

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、「入札説明書別紙」に掲げる入札参加資格要件のいずれにも該当する者とする。

3 契約条項を示す場所

周南市大字徳山4998 山口県企業局周南工業用水道事務所

4 入札を執行する日時及び場所等

- (1) 場所
周南市大字徳山4998 山口県企業局周南工業用水道事務所会議室（又は総務課）
- (2) 日時
令和8年5月19日（火） 午前10時00分
- (3) 特記事項
郵便による入札とします。
※郵便による入札書の提出期限
令和8年5月18日（月） 午後2時00分必着
詳細は、別添「郵便による入札に関する留意事項」をご確認ください。

5 入札保証金

免除する。

6 入札条件

- (1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等相当額を差し引いた金額）を入札書に記載すること。
- (2) 入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した積算内訳書を提出すること。
- (3) 入札書への法人又は個人の押印は不要とする。

(4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、次のとおりとする。

但し、郵便による入札の場合は、本項は適用しない。

- ① 委任状を提出すること。なお、委任状について、押印は不要とするが、委任に係る必要事項を記入したうえで、委任状作成者の氏名を明記するものとする。
- ② 入札書について、入札に関する行為の委任を受けた代理人の押印は不要とするが、その場合、代表者氏名欄に代理人の氏名を明記するものとする。

※ 委任状の提出について

1 入札者が入札する場合

法人等の代表者に代わり、受任者（競争入札等参加資格において、県との取引上の権限を委任するとして登録している者）が作成した入札書で入札に参加する場合は、委任状の提出は必要ありません。

また、法人等の雇用人が、権限を持った者の作成した入札書で入札に参加する場合も、委任状の提出は必要ありません。

2 代理人が入札する場合

代理人とは、この度の入札に限り、入札者（委任者）から入札に関する権限を委任された者（入札者の雇用人で上記受任者以外の者を含む）のことです。

この場合は、必ず委任状を提出してください。

(5) 入札書の記載事項については、これを訂正することができない。

(6) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 電信による入札は認めない。

(8) 入札開始時間までに入札場所に参集しなかったときは、入札に参加できない。

また、受付において身分確認を行うので、次の証明書類を持参すること。

なお、入札者の代表者が入札に参加する場合は、当該確認は省略するので、受付時に申し出ること。

但し、郵便による入札の場合は、本項は適用しない。

入札者の社員等	代理人
・社員証（顔写真有） ※上記がない場合、次の書類 ・公的機関発行の身分証明書（顔写真有） 例：運転免許証、マイナンバーカード等	・委任状 ・公的機関発行の身分証明書（顔写真有） ※例は左記のとおり

(9) 入札に参加を希望しない場合には、入札書を提出するまでは、いかなる場合でも辞退することができ、以後の取扱いにおいて不利益を与えるものではない。

(10) 再度の入札において初度入札の最低価格以上の価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加させない。

(11) 次の入札は無効とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者のした入札
- ② 入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- ③ 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く。）
- ④ 記名のない入札
- ⑤ 当初の入札に参加しなかった者が行った再度入札
- ⑥ 入札書記載の価格、氏名、その他の事項を確認できないもの
- ⑦ 入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をした入札
- ⑧ 同一人が2人以上の入札の代理人としてした入札
- ⑨ 談合、その他不正な行為があったと認められる入札
- ⑩ 入札条件のうち(4)～(7)に違反した入札

(12) 入札参加者が1者の場合でも入札を執行する。

(13) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行う全ての者をいう。）からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）の排除について

① 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」（清掃業務にあつては、「県庁舎等清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領」）別表の参加停止措置基準「23不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9か月の参加停止措置を検討する。

② 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

③ 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

④ 不当介入により履行期限までに業務を完了することができない場合は、その理由を記載した書面を添えて発注者に履行期限の延長の申出を行うこと。

(14) この契約の事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要がある、また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守することとなるため、当該特記事項の内容を確認の上、入札に参加すること。

個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報法第176条及び第180条の規定に基づき、処罰される場合があるので留意すること。

7 仕様等に関する質疑等

仕様等に関する質問は、質問書をFAX、電子メール又は持参により提出して行うこと。

質問に対する回答は、閲覧及び「入札参加資格確認申請書」（清掃業務にあつては、「入札参加事前意志表明届」）の提出があつた全者に対し、FAX又は電子メールにより行うものとする。

(1) 質問書の提出先

山口県企業局周南工業用水道事務所総務課

(2) 提出期限

令和8年4月27日（月） 午後2時00分必着

(3) 回答閲覧場所

山口県企業局周南工業用水道事務所

(4) 回答日及び回答閲覧期間

令和8年4月30日（木）（回答日）から入札日の前日の午後5時まで

8 落札者の決定方法

(1) 山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする

(2) 同一事項の入札は初回を含めて3回まで行う。

初回において、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がない場合は、別に通知する日時に再度の入札を行う。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者を対象としてくじにより落札者を決定する。

(4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限、又は参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

9 契約書作成の要否

要する。

10 契約保証金
免除する。

11 入札参加心得
郵便による入札の場合は、本項は適用しない。

- (1) 上記「6 入札条件」を熟読すること。
- (2) 入札開始5分前には、会場に到着するよう心掛けること。
- (3) 入札執行当日、事故等のため時間内に到着できないおそれが生じたときは、直ちに連絡し、指示に従うこと。

12 低入札価格調査

- (1) この入札は低入札価格調査制度を適用した入札である。
- (2) 当該調査基準価格を下回る入札については、低入札価格調査を実施することとしており、調査の結果によっては最低の価格で入札されても落札者とならない場合がある。

13 その他

- (1) この入札に関する公告後に、「入札説明書別紙」入札参加資格要件2(4)に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、下記申請期限までに山口県会計管理局会計課(審査指導班)(清掃業務にあつては、山口県総務部管財課(庁舎管理班))に申請書を提出すること。

申請期限： 令和8年4月23日(木) 午後5時00分

- (2) この入札に関する問い合わせ先

周南市大字徳山4998

山口県企業局周南工業用水道事務所総務課(担当：堀本)

電話：0834-21-5774 FAX：0834-21-6059 電子メール：a40503@pref.yamaguchi.lg.jp

入札説明書別紙（追加・補足事項等）

※本紙各項番号等は、入札説明書各項番号等と突合する。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領（清掃業務にあつては、清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領）に基づく参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において下表営業種目について下表等級に格付けされている者であること。

営業種目	等級
「調査・研究」の「その他」	特A又はA

- (5) 本店又は支店、営業所等を日本国内に有していること。
- (6) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和6年山口県告示第347号）2（1）の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札参加資格について、電気工事業の登録がなされている者であること。
- (7) 次のとおり、別紙「入札参加資格確認申請書」及び「契約実績調書」を提出期限までに提出し、山口県企業局周南工業用水道事務所からの、入札参加資格が適合している旨の通知を受けた者であること。
 - ① 提出先
山口県企業局周南工業用水道事務所総務課
 - ② 提出期限
令和8年5月12日（火） 午後4時00分必着
 - ③ 提出方法
郵送又は持参
 - ④ 入札参加資格確認結果発送日
令和8年5月14日（木）
 - ⑤ 求める契約実績
平成22年4月1日からこの公告の日までの間に履行が完了した業務で受託者として工業用水道施設、上水道施設又は下水道施設（公共施設に限る。）の電食防止装置に係る保守点検業務の実績を有していること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写・複製等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査(以下「監査等」という。)を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること(再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。)を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

注 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。

様式 2

郵便による入札に関する留意事項

郵便による入札（以下「郵便入札」という。）について、入札条件及び本留意事項をご確認のうえ、参加してください。

1 郵便入札の対象

郵便入札の対象は、入札公告又は指名通知等（以下「入札公告等」という。）において県が指定した案件とします。

2 入札書（様式 1）

入札書は、様式 1 を使用します。

(1) 入札者欄

法人又は個人の押印は不要とします。

(2) 日付欄

入札書の日付は、入札書を作成した日を記入してください。

(3) くじ番号記載欄

最低の価格での入札をした者が 2 者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定しますので、入札書の「くじ番号記載欄」に、あらかじめ任意の 3 桁の数字「000～999」を記入してください（「0」も記入が必要）。

なお、「くじ」の方法については、本留意事項 8-(2)をご確認ください。

3 入札の辞退

入札に参加を希望しない場合は、別に定める入札条件のとおりとします。

4 入札の無効

別に定める入札条件のほか、郵便入札者については、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

① 同じ者から 2 通以上入札書が郵便により到着したとき。

② 郵便での入札書提出を認める入札で、郵便での入札書提出後、入札執行日にも入札したとき。

5 郵便により入札書を提出する者への注意事項

郵便により入札書を提出する者（以下「郵便入札者」という。）は、次の方法により入札書を提出してください。

(1) 入札書の封入

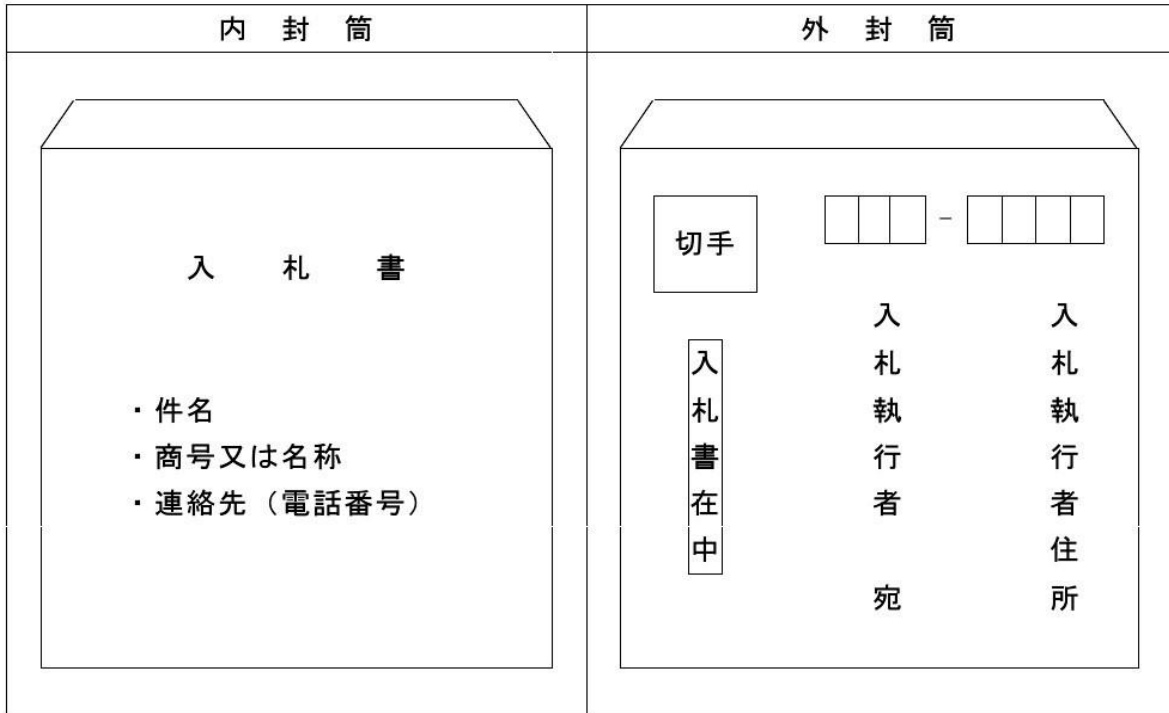
① 入札案件ごとに、内封筒・外封筒の二重封筒にしてください。

② 内封筒にあつては、当該封筒の表面に「入札書」と表記のうえ、件名、入札者の商号又は名称及び連絡先（電話番号）を明記し、入札書及び当該入札書に

記載された金額の算出根拠を記載した内訳書を封入してください。

- ③ 外封筒にあっては、「入札書在中」と表記し、入札書を封入した内封筒を封入してください。

○ 郵便入札に係る封筒の記載例



(2) 入札書の郵送

入札書は、特定記録又は簡易書留等配達記録が残る方法を活用し、県が指定する日時までに入札執行者に到着するよう郵送（郵便料金は入札者負担）してください。なお、提出期限必着とし、期限を過ぎて到着した場合は受理しません。

6 開札

入札書の開札は、入札執行日の日時、場所において行います。なお、郵便入札者に代わって、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

7 再度入札

再度入札が必要となった場合は、前回の入札の開札日から1日以上の間を置いて、「郵便入札」により実施します。

なお、再度入札を行う場合は、速やかに、再度入札の対象となる者や無効となる入札をした者に対して、その旨を連絡します。

8 落札者等の決定方法

(1) 原則

山口県会計規則第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2) 最低の価格での入札をした者が2者以上ある場合

最低の価格での入札をした者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定しますが、その方法は次のとおりです。

① くじ番号

郵便入札の対象となった案件は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号記載欄」に、あらかじめ任意の3桁の数字「000～999」を記入します（「0」も記入が必要）。

なお、記入のない場合や1文字でも判別できない数字がある場合、当該数字は「0」に置き換えます（くじの辞退は不可）。

② くじの手順

ア 抽選番号の付与

郵便入札者は、入札書の受領順に「抽選番号」を付与します。なお、入札書の到着日が同日の場合、入札書に記載された任意の「くじ番号」の小さい順に付与します。

入札執行日に入札した者は、郵便入札者に引き続き、「くじ番号」の小さい順に「抽選番号」を付与します。なお、「くじ番号」が同値の場合は、商号又は名称の五十音順に付与します。

イ 当選番号の算出

最低の価格での入札をした者が2者以上あるときは、最低の価格での入札をした者の「くじ番号」を合計し、その合計を最低の価格での入札をした者の数で除した「余り」を「当選番号」とします。

ウ 落札者の決定

「当選番号」と一致する「抽選番号」を保有する者を落札者とします。

エ 2順位以下の決定

落札者が何らかの理由により契約を辞退した場合や低入札価格調査制度等の審査を要する場合に備え、あらかじめ2順位以下を決定します。

9 入札結果の連絡

速やかに入札者全員に連絡します。

○ 郵便入札における「くじ」の例

例 1 : A 社、B 社、C 社の全てが郵便入札

1 抽選番号の付与

入札書の到着順 (A 社→B 社→C 社) に「抽選番号」を付与

A 社… 0、B 社… 1、C 社… 2

例 2 : A 社、B 社は郵便入札、C 社は入札執行日に入札

1 抽選番号の付与

① 郵便入札者

入札書の到着順 (A 社→B 社) に「抽選番号」を付与

A 社… 0、B 社… 1

② 入札執行日に入札した者

郵便入札者に引き続き「抽選番号」を付与

C 社… 2

※ 例 1、例 2 において、2 以下は同じ取扱いとなる。

2 当選番号の算出

各社が入札書に記載した「くじ番号」の和を求め、同額入札者数で除した余りを「当選番号」とします。

くじ番号 : A 社… 5 9 2、B 社… 0 6 6、C 社… 4 8 3

$(592 + 066 + 483) \div 3 \text{ 者} = 380 \dots \text{余り } 1 = \text{「当選番号」}$

3 落札者の決定

「当選番号 1」と一致する「抽選番号 1」を付与された B 社が落札者となります。

4 2 順位以下の決定

落札者の「抽選番号 1」に 1 を加算した数字と一致する「抽選番号 2」を付与された C 社を 2 順位、残りの A 社を 3 順位とします。

入札参加にあたっての注意事項（必ずお読みください）

低入札価格調査制度の適用について

山口県では、ダンピング的な低入札が行われると公正な取引の秩序を乱すとともに、適正な履行に支障を生じたり、労働条件の悪化にもつながることから、その防止のために低入札価格調査制度の強化に取り組んでいます。

低入札価格調査制度とは、入札の執行前に調査基準価格を設けておき、この価格未満での入札があった場合には、適正な契約の履行ができるかどうか等を調査した上で落札者を決定する制度です。

本件については、低入札価格調査制度を適用しますので、下記事項に御留意の上、御参加ください。

記

1 制度の適用について

- (1) この入札は、「山口県業務委託低入札価格調査制度実施要領」に基づき実施しますので、入札価格が別途設定済みの調査基準価格未満となった場合には、最低価格での入札者であっても落札者とならないことがあります。
- (2) この入札で設定している調査基準価格を算定する率（入札書比較価格に占める割合）は、契約締結後、「入札結果表（閲覧用）」に記載し公表します。
- (3) 調査基準価格未満での入札があった場合は落札決定を保留し、入札参加者に対する調査を実施した後、落札者を決定します。
- (4) 調査の結果、①契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、又は②契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合には、その入札参加者を失格とします。
また、入札参加者が、正当な理由なく、必要書類を期限までに提出しない等、調査に応じない場合にも原則として失格となります。
- (5) 調査により失格とされなかった入札参加者のなかで、入札価格が最低の者（同価格の者が複数いる場合にはくじ順）を落札者として決定し、入札参加者に結果を通知します。

2 調査について

- (1) 入札価格の低い順（同価格の者が複数いる場合にはくじ順）に調査対象者とします。
このため、調査基準価格未満で入札をしても、調査対象者とならないことがあります。
- (2) 調査内容は次のとおりです。

ア 調査票等の提出

- ①「山口県業務委託低入札価格調査制度実施要領」様式4～様式9の調査票等
- ②直近2年間の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書等の決算書類
- ③調査票の記載内容を証する書類等その他入札執行者が必要と判断したもの

イ 過去1年間の貸金支払台帳及び貸金支払明細書の確認等及びその他必要事項の聴取

- (3) 調査を一旦終了した後で、追加確認等のための再調査を行うことがあります。

入 札 書

令和 年 月 日

山口県企業局周南工業用水道事務所長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

契約条項、入札条件及び仕様書等を熟知の上、山口県会計規則に基づき下記のとおり入札します。

件 名 令和8年度周営会16号電食防止装置保守点検業務

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※入札金額の頭に「¥」を付すこと。

(消費税を除く)

※くじ番号記載欄 (任意の3桁の番号 [000~999] を記入すること。)

--	--	--

※郵便による入札の場合は、提出の必要はありません。

委 任 状

令和 年 月 日

山口県企業局周南工業用水道事務所長 様

入札者（委任者）

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

委任状作成者

私は、下記の者を代理人として定め、山口県との間において行われる次の業務の入札に関する権限を委任いたします。

業務の名称 令和8年度周営会16号電食防止装置保守点検業務

記

1 代理人（受任者）

所在地又は住所

氏 名

2 委任事項

入札に関する一切の権限

入 札 辞 退 届

業務の名称 令和8年度周営会16号電食防止装置保守点検業務

上記業務委託について、下記の理由により入札を辞退します。

記

入札辞退の理由

令和 年 月 日

山口県企業局周南工業用水道事務所長 様

商号又は名称
代表者氏名
電話番号

質 問 書

令和 年 月 日

山口県企業局周南工業用水道事務所長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

担 当 者
電 話 番 号

業務の名称	令和8年度周営会16号電食防止装置保守点検業務
質問事項	

※本様式は、工事用の様式を流用加工しているものです。
(技術管理課ホームページ掲載元様式分を加工等せず、そのまま使用・提出でも可)

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

山口県企業局周南工業用水道事務所長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

電 話 :

F A X :

E-mail :

令和8年4月16日付けで入札公告のあった令和8年度周営会16号電食防止装置保守点検業務に係る一般競争入札に参加したいので、競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4各項の規定に該当しない者であること、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 契約実績を記載した書面

契約実績調書

申請者名：

業務名	
発注者名	
実施場所	
受託期間	年 月 日 ～ 年 月 日
契約金額	
受注形態	単体 / 共同企業体（出資比率 %）
業務概要 （業務内容 ・規模等）	

注 1 この調書は、業務の契約実績を記載すること。

2 実施場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。

3 受注形態は、該当しないものを抹消すること。

4 公告において明示した業務の契約実績について、的確に判断できる具体的項目を記載すること。

5 当該業務に係る請負契約書の写し及び当該業務の受注形態、業務内容等が判断できる資料を添付すること。

業 務 費 内 訳 書

会社名 ()

費 目	種 別	単位	数量	単 価(円)	金 額(円)	備 考
令和 8 年度周営会 1 6 号電食防止装置保守点検業務						
直接原価						
	直接人件費	式	1			
	直接経費	式	1			
直接原価計						
間接原価						
	その他原価	式	1			
業務原価						
	一般管理費等					
業務価格						
	消費税相当額	式	1			10%
合計						

令和8年度 周営会16号電食防止装置保守点検業務 仕様書

第1章 一般事項

第1節 業務概要

1 業務目的

本業務は、山口県企業局 周南工業用水道事務所（以下、「企業局」という）が管理する施設の電食防止装置が円滑かつ的確に稼働するよう定期保守点検を行うものである。

2 実施場所

周南市、下松市 地内

3 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

第2節 遵守事項

1 関連法令等の遵守

受託者は、本業務委託に関する関係法令等を遵守しなければならない。

2 業務の実施

- (1) 受託者は、業務を円滑に実施するための体制を常に確立しておかなければならない。
- (2) 受託者は、業務の実施に必要な技術知識、経験を有する点検者を当てるものとし、点検者は、業務の実施に適した服装とし、腕章等により身分を明確に表すものとする。
- (3) 受託者は、点検中において、施設等に異常が発生し、又は発生が予想される場合は、速やかに企業局に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、復旧作業を行った後、直ちにその状況及び措置内容を企業局に報告し、原因調査を行うものとする。
- (4) 受託者は、点検実施前には必ず企業局と打ち合わせを行うこと。機器の操作は、原則企業局が行う。
- (5) 受託者は、施設等に異常又は故障が発生し、企業局から要請があったときは、速やかに技術者を派遣し必要な措置をとるものとする。なお、費用については、その都度協議の上、決定する。

3 安全等の確保

- (1) 受託者は、マンホールまたはピット内で作業をする場合は、有害ガス・酸素欠乏対策を実施すること。
- (2) 受託者は、高所で作業をする場合は、墜落制止用器具を装着すること。

4 提出書類

受託者は、次の書類を作成し、企業局に提出しなければならない。

- (1) 業務計画書 契約後速やかに …1部
ア 計画書には、下記事項を記載するものとする。
 - (ア) 業務内容
 - (イ) 全体工程表
 - (ウ) 実施体制（点検組織、連絡体制）

- (エ) 安全管理
- (オ) 報告
- (カ) その他

イ 計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度変更計画書を提出しなければならない。
ウ 企業局が特に指示した事項については、受託者はさらに詳細な資料を提出しなければならない。

- (2) 詳細工程表及び実施手順書 点検実施1月前までに …1部
- (3) 成果報告書 …1部

ア 点検報告書には、次の内容を記載するものとする。

- (ア) 点検結果の概要
- (イ) 点検結果による技術的所見
- (ウ) 点検記録及びデータ類
- (エ) 企業局が指示した事項及びこれに対する措置又は点検事項
- (オ) 写真（作業状況（測定箇所と周辺の位置関係が把握できるもの）、保安状況及び障害状況を撮影すること）

イ 点検を行ったときは、点検結果の概要について、速やかに企業局に報告しなければならない。

ウ 障害、異常があった場合は、写真・図面等を追加し報告すること。

5 貸与品等

- (1) 庁舎等の鍵について契約期間中の必要と認める期間貸与する。受託者が貸与を受けた鍵は受託者の責任で厳重に管理しなければならない。また第三者への貸与、複製等をしてはならない。
- (2) 点検に必要な機材は、全て受託者が用意すること。

6 施設への立ち入り等

- (1) 受託者は、本業務以外で施設に立ち入ってはならない。
- (2) 受託者は、本業務で立ち入る場合においても、指定された場所以外に立ち入ってはならない。ただし、企業局が事前に了解した場合はこの限りでない。
- (3) 業務の開始時及び終了時には、企業局にその旨を連絡すること。なお、連絡は施設に備え付けの構内電話を利用してもよい。
- (4) 企業局以外が所管する施設内（構内）に立ち入る場合は、それぞれが指定する手続きによること。

7 関係官公庁への手続き等

受託者は、企業局が行う関係官公庁等への手続きの際には協力しなければならない。また、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

第2章 特記事項

第1節 業務内容

1 本業務の対象施設、点検内容及び回数は、次のとおり。

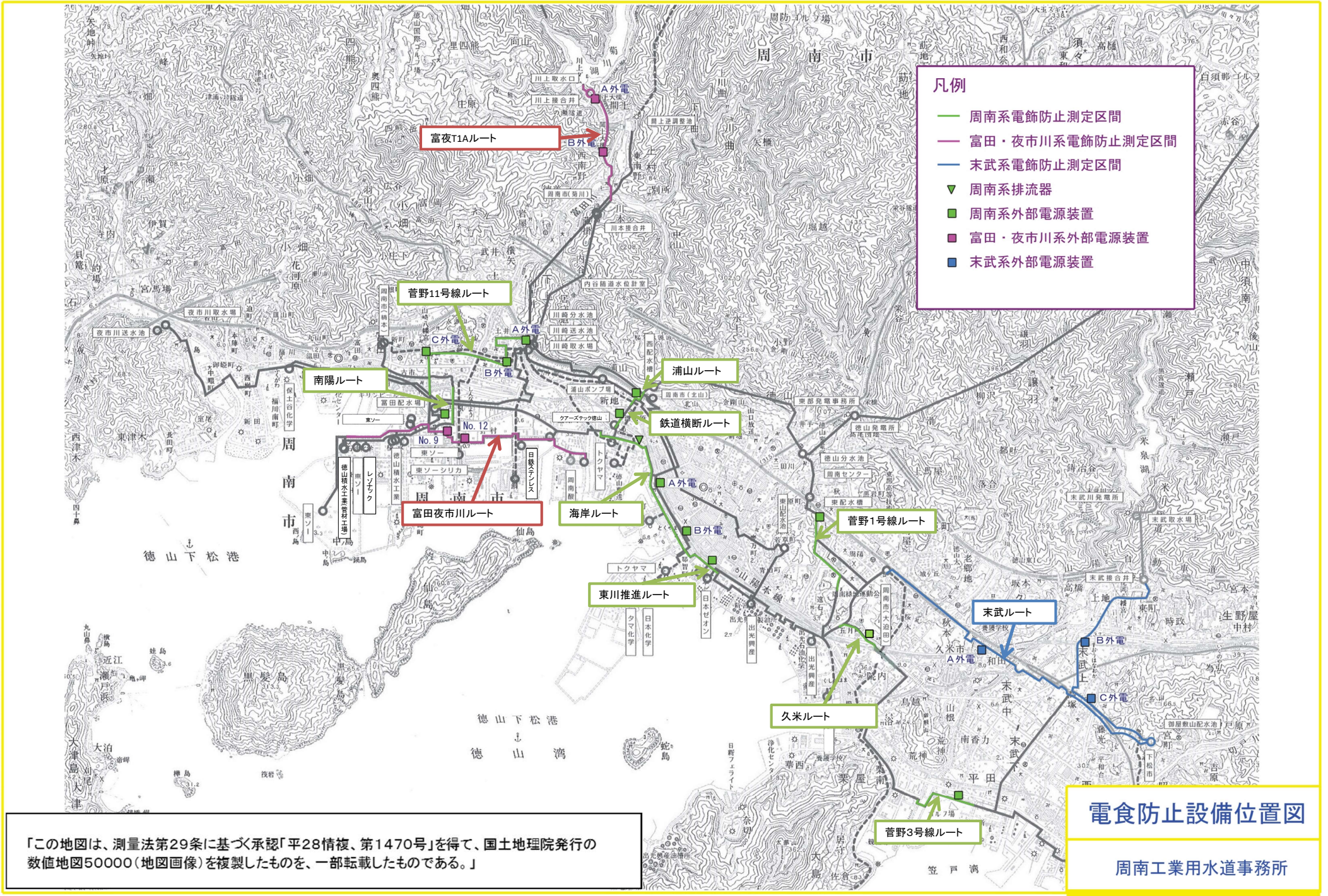
対象施設	仕様	箇所数	点検内容	点検時期と回数																
				第1回(5月)				第2回(10月)				第3回(2月)								
				管対地電位	排流電流	通電電流	外電装置点検	管対地電位	排流電流	通電電流	外電装置点検	管対地電位	排流電流	通電電流	外電装置点検					
周南系	菅野1号線ルート (1回/年)	外電DC60V×5A×1回路	1 外電装置点検 ・電圧/電流測定 ・残留電圧測定				1													
		ターミナル	9 管対地電位測定	9																
	菅野11号線ルート (1回/年)	外電DC60V×10A×1回路 外電DC60V×15A×1回路	2 外電装置点検 1・電圧/電流測定 ・残留電圧測定				3													
		ターミナル	11 管対地電位測定	11																
	海岸ルート (3回/年)	150Aシリコン排流器	1 排流電流測定等 ・外観点検 ・排流電流測定			1				1								1		
		外電DC60V×5A×2回路 外電DC60V×5A×1回路	1 外電装置点検 2・電圧/電流測定 ・残留電圧測定				3							3					3	
		ターミナル	16 管対地電位測定	16					16								16			
			1 (Mg陽極発生電流測定)	1					1								1			
		1 通電電流測定				1				1									1	
	東川推進 (3回/年)	ターミナル	3 管対地電位測定 (Mg陽極発生電流測定)	3						3						3				
	鉄道横断ルート (2回/年)	外電DC60V×5A×1回路	1 外電装置点検 ・電圧/電流測定 ・残留電圧測定				1							1						
		ターミナル	2 管対地電位測定	2						2										
	南陽ルート (2回/年)	外電DC60V×5A×1回路	1 外電装置点検 ・電圧/電流測定 ・残留電圧測定				1							1						
		ターミナル	4 管対地電位測定	4						4										
	浦山ルート (2回/年)	外電DC60V×5A×1回路	1 外電装置点検 ・電圧/電流測定 ・残留電圧測定				1							1						
		ターミナル	4 管対地電位測定	4						4										
	久米ルート (2回/年)	外電DC60V×10A×1回路	1 外電装置点検 ・電圧/電流測定 ・残留電圧測定				1							1						
		ターミナル	4 管対地電位測定	4						4										
菅野3号線ルート (1回/年)	外電DC60V×40A×1回路	1 外電装置点検 ・電圧/電流測定 ・残留電圧測定				1														
		ターミナル	2 管対地電位測定	2																
	2 管対地電位測定 (Mg陽極発生電流測定)	2					2													
計														112	3	3	22			
富田・夜市川系	富田夜市川ルート (2回/年)	外電DC60V×30A×1回路 外電DC60V×5A×1回路	1 外電装置点検 1・電圧/電流測定 ・残留電圧測定				2							2						
		ターミナル	21 管対地電位測定	21						21										
		1 通電電流測定				1				1										
	富夜T1Aルート (1回/年)	外電DC60V×5A×1回路 外電DC60V×5A×1回路 外電DC60V×10A×1回路	1 外電装置点検 1・電圧/電流測定 1・残留電圧測定				3													
		ターミナル	7 管対地電位測定	7																
計														49	0	2	7			
末武系	末武ルート (2回/年)	外電DC60V×20A×1回路 外電DC60V×10A×1回路	1 外電装置点検 2・電圧/電流測定 ・残留電圧測定				3							3						
		ターミナル	30 管対地電位測定	30						30										
	計														60	0	0	6		
合計														221	3	5	35			

第2節 その他

- 1 点検時には、交通誘導員を適切に配置し、安全確保を図ること。
- 2 周南系海岸ルート of 排流器はJRの踏切内に設置しているため、JRと協議を行い、点検時には適切な交通管理を行うこと。(参考・前回JR指定は工事管理者1名及び列車見張員2名の配置)

電食防止装置一覧表

路線名	路線長	位置	電源装置 型式・定格	電源装置 (設置・取替年月)	電極種類・本数 (設置・取替年月)
菅野1号線ルート	φ1,500×1,151m	大内町地内	60V×5A×1回路	H13.3設置	磁性酸化鉄電極 32本(H13.3設置)
菅野3号線ルート	φ800×900m	下松市平田	60V×40A×1回路	H19.3設置	磁性酸化鉄電極 13本(H19.3設置)
		末武川水管橋右岸・左岸	流電陽極方式	H19.3設置	MAGNAP-BF A-147M100B 8本(H19.3設置)
菅野11号線ルート	φ1,350×952m	A外電	60V×5A×1回路	H27.2製(R7.3移設)	チタン電極 4本(H21.3設置)
		B外電	60V×10A×1回路	H21.3設置	チタン電極 4本(H21.3設置)
		C外電	60V×15A×1回路	H21.3設置	チタン電極 4本(H21.3設置)
海岸ルート	φ600×2,070m φ700×583m	選択排流器	150A	H28.2取替	
		東川外電	60V×5A×2回路	H25.3取替	磁性酸化鉄電極(S61.3) No.1回路(旧出光石化用)10本 No.2回路(工水用)10本
		A外電	60V×5A×1回路	H27.2取替	磁性酸化鉄電極 5本(S60.6設置)
		B外電	60V×5A×1回路	H27.2取替	磁性酸化鉄電極 5本(S60.6設置)
		K-1~K-4 御影橋水管橋	流電陽極方式		MAGNAP-2 S-243M085 4本(H24.4設置)
東川推進	φ600×2.7m φ300×0.5m φ300×80.4m	発進杭	流電陽極方式		MAGNAP A-63M100B 3本(H1.11設置)
		到達杭	流電陽極方式		MAGNAP A-86M100B 2本(H1.11設置)
		ピット回り	流電陽極方式		MAGNAP A-102M100B 2本(H1.10設置)
鉄道横断ルート	φ1,350×70m	御影大橋下線路沿い	60V×5A×1回路	H27.3取替	磁性酸化鉄電極 6本(S57.7設置)
南陽ルート	φ800×421m	富田配水場付近	60V×5A×1回路	H27.2取替	白金系酸化被覆電極 6本(H30.3設置)
浦山ルート	φ1,350×361m	桜田トンネル出口付近	60V×5A×1回路	H27.2取替	磁性酸化鉄電極 8本(S43.3設置)
久米ルート	φ1,000×150m φ800×630m	周南市五月町	60V×10A×1回路	R1.10設置	チタン電極 5本(R1.10設置)
富田夜市川ルート	φ500×1,040m φ600×293.5m φ700×327m φ800×2,321m φ900×405m	No.9地点	60V×30A×1回路	H26.3設置	金属酸化物被覆電極 4本(R5.2設置)
		No.12地点	60V×5A×1回路 (自動制御)	H25.3取替	磁性酸化鉄電極 24本(S57.10設置)
富夜T1Aルート	φ900×449m φ900×669m	A地点	60V×5A×1回路 60V×5A×1回路	H23.6設置	チタン電極 4本(H23.3設置) チタン電極 2本(H23.6設置)
		B地点	60V×10A×1回路	H23.6設置	チタン電極 8本(H23.3設置)
末武ルート	φ600×3,300m φ700×1,400m φ800×3,500m φ900×300m	A外電	60V×20A×1回路	H28.2取替	磁性酸化鉄電極 36本(H4.3設置)
		B外電	60V×10A×1回路	H28.2取替	磁性酸化鉄電極 36本(H4.3設置)
		C外電	60V×10A×1回路	H26.3設置	磁性酸化鉄電極 24本(H4.3設置)



- 凡例**
- 周南系電飾防止測定区間
 - 富田・夜市川系電飾防止測定区間
 - 末武系電飾防止測定区間
 - ▼ 周南系排流器
 - 周南系外部電源装置
 - 富田・夜市川系外部電源装置
 - 末武系外部電源装置

「この地図は、測量法第29条に基づく承認「平28情複、第1470号」を得て、国土地理院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものを、一部転載したものである。」

電食防止設備位置図
周南工業用水道事務所